■定員超過利用減算

定員超過利用減算に該当する場合 ➡所定単位数の30%減

減算の要件その①

一日あたりの利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
一日あたり	5 0 人以下	定員×1.5
	5 1 人以上	(定員-50)× 1.25 +25

例) 1日の利用定員10人

- $\rightarrow 1 \ 0 \times 1$. $5 = 1 \ 5$
- = 1日の利用者数が15人を超える場合(16人以上)に減算が適用

■定員超過利用減算

減算の要件その②

過去3か月間の利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
過去3ヶ月間	11人以下	(定員+3)×開所日数
	12人以上	定員×開所日数×1.25

例)1日の利用定員10人、過去3か月の開所日数60日

- \rightarrow (10+3) × 60 = 780
- = 3か月間の延べ利用者数が780人を超える場合に減算が適用
- 1日の利用者数の管理だけでなく3か月間の延べ利用者数にも注意して定期的な見直しが必要

利用者が多く定員超過してしまっている恒常的に続いている場合

⇒定員変更を検討しましょう

■ 自己評価結果等の公表に関する届出

- ○支援の質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公 表すること
- ○事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を 受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ること

自己評価結果等未公表減算

- ○減算対象 自己評価結果等の公表方法、公表内容を届出されていない事業所
- ○算定される単位数 所定単位数の100分の85
- ○適用期間及び適用範囲
 - 届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障が い児全員について減算を適用
 - ※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しません。 ただし、指定日から1年以内に自己評価結果等の公表を行い、届出をしてください。

■ 令和3年自己評価結果から改善が求められる項目

- ○緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定 し、職員や保護者に周知している
- ○非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか
- ○虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をして いるか
- ○どのような場合に已むを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定 し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、個別支援計 画に記載しているか
- ○食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示所に基づく対応がされている